

綾瀬市内の
(居宅介護支援
介護予防支援)

事業所で勤める介護支援専門員の皆様！

綾瀬市介護支援専門員就労定着奨励金

を交付します！

1. 奨励金の概要（対象者、奨励金額）

「居宅介護支援」又は「介護予防支援」事業所に勤める介護支援専門員を対象とした、介護支援専門員の資格維持に負担されている研修費用等の助成を含めた奨励金です！

次の要件を全て満たす**介護支援専門員**を対象とします！

- ① 申請日時時点で、綾瀬市内に所在する居宅介護支援（又は介護予防支援）事業所（以下「対象事業所」という。）に就労
- ② 申請年度の12月末時点で、対象事業所における就労期間（以下「対象期間」という。）が3か月以上
- ③ 申請年度の10月から12月の期間で、介護サービス（又は介護予防サービス）計画の作成件数が、1か月あたり20件以上

奨励金額は対象期間に応じた、次のとおりです！

- ① 5年以上 **2万円** ② 3年以上5年未満 **1万5千円** ③ 3か月以上3年未満 **1万円**

2. 申請の流れ

就労開始

- ・ 介護支援専門員の資格を持つ方が、綾瀬市内の居宅介護支援（又は介護予防支援）事業所に就労開始
- ・ 3か月以上就労継続の要件を満たすために、令和8年10月1日以前に就労開始することが必要

3か月以上
就労継続

- ・ 令和8年10月から12月の期間で、介護サービス（又は介護予防サービス）計画を1か月あたり20件以上作成

奨励金
申請

- ・ 令和9年1月4日(月)から1月29日(金)の期間に、奨励金交付申請書（第1号様式）等を、持参又は郵送で提出
- ・ 審査後、綾瀬市から奨励金交付（不交付）決定通知書が届きます。

奨励金
請求

- ・ 奨励金の交付決定通知書を受理した日から30日以内に、奨励金交付請求書（第3号様式）を、持参又は郵送で提出
- ・ 後日、請求書に記載した口座に奨励金を交付します。

3. よくある質問

Q 現在就労中の事業所の他、過去に就労していた事業所の期間は含めますか。

A 含めます。なお、**綾瀬市内の居宅介護支援（又は介護予防支援）事業所に限る**ことにご留意ください。

Q 月途中で就労（又は退職）した場合、当該月は就労期間に含めますか。

A 含めません。**月途中から対象事業所に就労**した場合は**当該月の翌月から、月途中で対象事業所を退職**した場合は**当該月の前月まで**が対象期間となります。

Q 介護サービス計画の作成件数の平均値はどのように算出するのでしょうか。

A 各月末日時点で担当している利用者数をもとに算出してください。

4. 対象期間の具体例 ※いずれも申請日（令和9年1月）時点での期間を想定

(1) 令和8年4月1日からA事業所に就労開始

対象期間：9か月間

(2) 令和8年4月15日からA事業所に就労開始

対象期間：8か月間

※ 令和8年4月は対象期間に含まない為

(3) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までA事業所に就労

令和8年4月15日からB事業所に就労開始

対象期間：2年8か月間（内訳：A事業所で2年間、B事業所で8か月間）

※ 令和8年4月（B事業所）は対象期間に含まない為

(4) 令和6年4月1日から令和8年3月15日までA事業所に就労

令和8年4月15日からB事業所に就労開始

対象期間：2年7か月間（内訳：A事業所で1年11か月間、B事業所で8か月間）

※ 令和8年3月（A事業所）、4月（B事業所）は対象期間に含まない為

(5) 令和2年4月1日から令和6年3月31日までA事業所に就労

令和6年4月1日から令和7年3月31日までC事業所（綾瀬市外）に就労

令和7年4月1日からB事業所に就労開始

対象期間：5年9か月間（内訳：A事業所で4年間、B事業所で1年9か月間）

※ 綾瀬市外の事業所における就労期間（C事業所）は対象期間に含まない為

【問合せ先】

綾瀬市役所 高齢介護課 高齢政策担当

住所：〒252-1192 綾瀬市早川550番地

TEL：0467-70-5616 FAX：0467-70-5702

メール：wm.705616@city.ayase.kanagawa.jp

